

令和6年 多賀町議会9月第3回定例会再開会議録

令和6年9月5日（木） 午前9時30分開会

◎出席議員（10名）

1番	小島	櫻	君	6番	川岸	真喜	君
2番	一之瀬	浩治	君	7番	富永	勉	君
3番	大谷	重温	君	8番	山口	久男	君
4番	近藤	勇	君	9番	神細工	宗宏	君
5番	木下	茂樹	君	10番	菅森	照雄	君

◎欠席議員（0名）

なし

◎説明のため出席した者の職氏名

町長	久保	久良	君	福祉保健課長	林	優子	君
教育長	山中	健一	君	産業環境課長	野村	博	君
会計管理者	岡田	伊久人	君	地域整備課長	飯尾	俊一	君
企画課長	藤本	一之	君	学校教育課長	伊東	瑞江	君
総務課長	本多	正浩	君	教育総務課長	谷川	嘉崇	君
税務住民課長	小菅	俊二	君	生涯学習課長	竹田	幸司	君

◎議会事務局

事務局長	大岡	まゆみ	書	記	渡邊	美和
------	----	-----	---	---	----	----

◎議事日程

日程第1	会議録署名議員の指名
日程第2	一般質問

(開会 午前 9時30分)

○議長(菅森照雄君) ただ今から、令和6年9月第3回多賀町議会定例会を再開いたします。

なお、本日の議事日程を別紙のとおり定めましたので、よろしくお願いたします。

(開議 午前 9時30分)

○議長(菅森照雄君) ただいまの出席議員は全員であります。定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

○議長(菅森照雄君) 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、開会時に指名した議員に欠席がないので、補充指名はせず、開会時の指名議員とします。

○議長(菅森照雄君) 日程第2、これより「一般質問」を行います。

本定例会の一般質問は一問一答方式で行い、各議員の発言時間は、会議規則第56条第1項の規定により、それぞれ30分以内とします。

一般質問に際しましては、質問者、答弁者ともに簡潔明瞭な発言をお願いいたします。

それでは、昨日に引き続き、通告書の順番に発言を許します。

最初に、5番、木下茂樹議員の質問を許します。

5番、木下茂樹議員。

[5番議員 木下茂樹君 登壇]

○5番(木下茂樹君) 5番、木下です。議長の許可を得ましたので、9月議会の一般質問を始めさせていただきます。

まず、農業機械購入支援の機材拡大はについてです。

日本社会の変化の中、核家族化や米価の国際価格との乖離から低米価政策、魅力の少ない農政から後継者不足となって、高齢化、農業に対する対価の低さから農業従事者の減少が続いてきています。

本町は全域が中山間地であり、一つの耕作地面積は小さく、地形に合わせた変形状、段差も大きいので、法面も広く農業効率は低いのが現状です。また、自然環境に大きく影響を受け、本町の農業も危機的な状況となってきています。本町特有の獣害対策で、設置フェンスなど日頃から耕地への巡回も必要で、平地では考えられない負担も強いられています。

本町の基幹産業である農業の維持、継承、規模拡大のために、3年度より多賀町農業用機械等導入支援事業費補助金交付要綱による制度がスタートし、5年度までの3か年で20の個人、法人等に交付されているとのことです。

この制度は、農業の安定的な継続のために必要な農業用機械等導入支援という地域農

業の継続、生産物の安定供給に必要な基礎となる農業機械導入を目的としています。高価になっている農業機械の導入で効率向上に不可欠な機械の購入補助システムであり、対象となる個人、法人等は、中山間地の不利な農業の維持継続に手厚い町からの補助を活用することで、この上ない恩恵を受け意欲的な農業を目指して取り組んでいるところでもあります。

しかしながら、6年度は申請がなく皆減予算となっています。今までは、生産手段の機械導入であるトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機、その他町長が認める機械または装置となっていますが、多賀町産の知名度向上のために品質向上は欠かせません。また、省力化がなければ後継者育成は図れません。

そのためには、導入対象の具体的機械類として米の色彩選別機とドローン導入が必要となります。ドローン導入は、機材費だけでなく免許取得、予備電源なども必要となります。町長が認める機械または装置に色彩選別機とドローン導入費は含まれないとのことですから、品質向上、省力化に必要な補助金交付要綱の項目拡大の対象を広げることができないかを問います。

同様の補助金交付システムでは、商工業の多賀町がんばる商店応援補助金交付要項制度があり、多くは有効に利用され実績も伴っていますが、多賀町農業機械等導入支援事業費補助金交付要項は、まだ経過期間が短いとはいえ、受給条件喪失などなく、農業生産向上と高品質、省力化に有効な補助金として利用されるよう管理面も願うところでもあります。その上で、確認のため、以下も問います。

- 1 点目、受給資格者で未申請者はあるのか。
 - 2 点目、補助金対象者の機械使用状況の確認は。
 - 3 点目、園芸作物などへの対応の可能性は。
- 以上です。

○議長（菅森照雄君） 野村産業環境課長。

〔産業環境課長 野村博君 登壇〕

○産業環境課長（野村博君） 木下議員のご質問、農業機械購入支援の機材拡大はについてであります。農業用機械導入に対するご支援は、国制度での農地利用効率化等支援交付金や、産地生産基盤パワーアップ事業補助金と多賀町単独制度での多賀町農業用機械等導入支援事業費補助金があり、議員のご質問は後者の町単独制度についてのものとしてお答えさせていただきます。

まず1点目の受給資格者で未申請はあるのかについてであります。本事業の補助金要綱において補助対象者の要件を2.5ha以上の町内の農地を耕作していること、2.5ha以上の町内の農地を耕作し、そのうち50%以上が受託地であること、主たる農業従事地域の農業組合から推薦を受けられること、町税を滞納していないことと定めております。

本事業は、給付事業としての受給資格者ではなく補助事業でありますので、先ほどの

要件を満たす方が補助対象者をご理解いただきたいです。

そこで、補助対象者になり得そうな方で未申請の方がおられるのかについては、耕作面積が2.5ha以上の方については、経営所得安定対策事業としてご提出いただく営農計画書を基に、直近では要件にあります耕作面積を満たす認定農業者と生産意欲農家は個人と法人合わせて26件であり、このうち今までにご支援をさせていただいたのは20件、残りの方6件が未申請であります。

この点につきましては、1台当たり上限額を200万円としていることから、残る額の自己財源の手当て、また既に保有されている農業用機械の更新時期との調整、受託地、経営面積の拡大の計画など、それぞれの方が経営面からご判断されているものと推察するところでございます。

議員のご質問要旨にあります令和6年度当初予算での皆減につきましては、補助金要綱では補助金の交付を受けた年度の4月1日を基準日とし、基準日から起算して引き続き5年以上耕作面積の要件を満たすこととされており、この経過期間中にある方は補助対象とならず、また予算編成に先立ち広報で周知をさせていただいておりますが、それぞれのお考えから要望される方がおられなかったことによるものです。

次に2点目の補助金対象者の機械使用状況の確認はについてであります。補助対象の農業用機械をトラクター、田植機、コンバイン、乾燥機と定めており、これらの機械は農地の保全や水稲作の根幹に係る作業に必要不可欠なもので、先ほどご説明いたしました営農計画書などによって使用状況の如何を併せて確認しております。

3点目の園芸作物などへの対応の可能性はについてであります。園芸作物、野菜、果樹、花きにおいても、補助対象者の要件を満たされたときには、トラクターの導入費用に対してのご支援は可能ではありますが、耕作面積2.5ha以上、またそのうちの50%以上の受託地はなかなか難しいものかとは感じてはおります。

現在、担い手農家で営農類型を園芸作物のみとされている方は2名おられます。

本事業の補助金は、重ねてとなりますが、農地の保全、農地を守り続けていくための根幹に係る作業に必要不可欠な農業用機械の導入に対してのご支援が基軸でありますので、今後、経営計画を伺いながら、園芸作物としても制度趣旨に沿うようでしたら見直しの機会は考えさせていただきたいと思うところでございます。

議員ご質問の農業機械購入支援の機材拡大はについての答弁とさせていただきます。

○議長（菅森照雄君） 木下議員。

○5番（木下茂樹君） 丁寧な回答ありがとうございます。その上で再質問させていただきます。今言われましたように、2.5ha以上の耕作面積、半数以上が受託であるとか、集落の推薦等があつて、現在では26件が対象であるが20件しか申請がされず、まだ6件は申請されてないというふうに解釈いたしました。その中で、やはりこの制度を最大限に利用させていただいて、安定的な生産、また地域の農業、農地を守るという前提に立てば、限りなく利用させていただきたいのが実情ですけれども、あとの6件に関しまして

どのようなアドバイスといたしますか、こんな制度がありますけれどもいかがですかとか、もしくは更新に重なってない場合に対してアドバイスはどうされているのかお聞きしたいと思います。

○議長（菅森照雄君） 野村産業環境課長。

○産業環境課長（野村博君） 制度の周知の如何についてのご質問と推察いたします。先ほどの6件の方、今、2.5haという面積要件、かなり大規模な面積でございます。この方たちにつきましては日頃よりお話をする機会がございますし、またJA東びわこ農協の職員との関わりが深いところでございます。そちらの方たちとも情報を共有しながらお話をさせていただいております。ただ、今、想定として把握できそうなところで、認定農家の方、また生産意欲農家の方というようなお話でご説明をさせていただいておりますけれども、それに近い計画をお持ちの方、そのように経営面積の拡大をお考えの方も中にはおられるとは思いますが、その方たちについての情報を丁寧にさせていただかなくてはならないというふうには考えております。こちらにつきましては、先ほど広報での周知ということもございますが、やはりそれだけ大きな経営をされている方については私どもも普段からお話をする機会がございますので、情報についてはしっかりとお伝えさせていただいてまいります。

○議長（菅森照雄君） 木下議員。

○5番（木下茂樹君） ありがとうございます。限りなくやはりこの良い制度を最大限に生かしていただいて、多賀町の農業を維持発展させていただきますようにアドバイスのほうよろしくをお願いします。

続いて2点目の関係ですが、その前に機種拡大、先ほども言いましたように、トラクターから乾燥機まであるわけですが、それプラス色彩選別機およびドローンを対象に入れてもらえるかということもちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（菅森照雄君） 野村産業環境課長。

○産業環境課長（野村博君） 再質問のほうにお答えいたします。

対象の機械のほう拡充拡大というお話かとは思いますが、ただ先ほども答弁させていただきましたように、あくまでこの制度の趣旨、基軸とさせていただいているところは農地の保全をしていただける方を、水稲作の根幹に係る操業に必要なものというところを基軸に置いております。今、ご提案いただきました色彩選別機、ドローンというようなお話になりますと、これが必要不可欠なものかというところの判断が出てきます。確かに省力化することで経営的に負担を抑えるというようなお話もあろうかと思いますが、これはある意味、一農業者の方の個人の経営観念によるようなところがあるかと思えます。町行政としては先ほど申し上げました基軸になるところを守らせていただいて、これからの多賀町の農業によってやはり出口、販売戦略というようなお話をさせていただいておりますが、これは地域として取り組んでいく必要があるという考えでございます。

す。その中で個人の方が経営観念、販売をどのようにされているかというところについては、今この制度の中では含むものではないと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（菅森照雄君） 木下議員。

○5番（木下茂樹君） ありがとうございます。ただ、先ほども言いましたように、色彩選別機、これに関しましては異物の含有量ということで、等級が米の場合、1等から3等、規格外という形になります。1,000粒で1粒以下が1等、3粒までが2等、7粒までが3等、8粒になったら規格外という基準になります。その中で、昨年のように多少の不作があったり、またカメムシ等、また病気等によりまして色が付いたものが入ってきますと、その中で等級が落ちてしまって、多賀町の子どもたちが給食で食べているコシヒカリ1等米の確保も難しいかもわかりません。その意味では、多賀町産のブランド維持という意味におきまして、色彩選別機の導入を予定されているところがあれば、ぜひとも対応していただきたいというふうに思います。本町は中山間地で、まだドローン等の導入はないようですけども、平地のほうへ行きますと、やはり後継者の問題等で限りなく省力化の方向で採用されているところも大手はあるみたいです。その中で、多賀町ではまだまだないかもわかりませんが、多賀町の補助対象の中にドローンも含めますよという項目を入れていただけると非常に助かると思いますが、その点、再考をお願いしたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（菅森照雄君） 野村産業環境課長。

○産業環境課長（野村博君） ご質問のほうにお答えさせていただきます。

今言われてますドローン、色彩選別機等々につきまして、町内の農業者の方でも既に導入されておられる方がおられます。ということは、既にもうその方ご自身が、先ほどから申し上げておりますが、経営観念を持ってより品質の良いもので経営を展開しているというようなお考えでされておられるのはご承知のことかと思えます。先ほどから、この農業用機械の補助金制度につきましては、その前段の話です。農地を保全していただく方、重ねてとなりますが、その方に対するご支援でございます。ちょっとそここのところがすみ分けをすべきものだと考えるところです。仮にするのであれば別の制度設計というようなお話しになろうかと思えますが、その品質をもつての展開につきましては、今の段階では個人に対する支援ではなく地域として考えていくものというところがございますので、そのようにご理解いただきたいです。

○議長（菅森照雄君） 木下議員。

○5番（木下茂樹君） ありがとうございます。ぜひとも品質向上、省力化のという意味合いにおきまして対象としていただきますように、今後検討していただきたいというふうに思います。

2点目の補助対象者の機械使用状況の確認はであります。まず購入をしていただくに当たって機械の下取りがあるかもしれません。その下取りの場合の金額の移動とか、

また導入されてからの使用状況の把握、そういうふうなものを担当課としてしておられるかということをお伺いします。

○議長（菅森照雄君） 野村産業環境課長。

○産業環境課長（野村博君） ご質問にお答えさせていただきます。

下取り等というようなお話でございましたが、補助金要綱の中で下取りまたは国・県もしくはそのほかの機関の補助金による収入がある場合は、その額を減額した額を導入すべき回答の価格とすると定めております。この定めにより補助金の申請があり、交付決定をする段階の中でそちらのほうについては調査をさせていただいておりますので、それが確認というふうに捉えていただきたいところでございます。

機械の使用状況につきましては、営農計画書での作付けの如何、このことによって利用の如何のほうは判断させていただけますし、また生産数量目標の現地確認、言葉が適切かどうかであります。減反確認という形で、減反のほ場を確認させていただくときに、今、機械を導入されている方のところで減反のほうがあるかどうかというところが、この使用状況の如何の確認についても把握をもつての確認とさせていただきます。

○議長（菅森照雄君） 木下議員。

○5番（木下茂樹君） ありがとうございます。購入後の管理に対しましても非常に使用状況の把握をされているということで安心しましたが、今流行りの言葉でいきますと、やはりそのような購入からしていくと、キックバックの問題が出てくるかもわかりません。ですから、そういう意味におきましても、やはり200万円という大きな金額の補助の中ですので、限りなく上手にきれいに使っていただくということが必要かと思えます。使用状況の把握等も含めまして、ぜひとも今後ともよろしく願いいたします。

次に3点目になりますけども、園芸作物等の対応はということでしたけども、園芸作物の対応の件数が少ないということでもありましたけども、最近ではトラクターやコンバインというふうな大きな機械の牽引する機械だけでなく、それを引っ張っていくようなアタッチメントの大型化が出てきております。そういうような意味も含めると、トラクターやコンバイン、田植機というふうな大きな動力付きのやつじゃなくて牽引される側の機械もありますので、それもやはりいずれは対象機種に入れていただきたいというふうに思いますが、その点はいかがでしょうか。

○議長（菅森照雄君） 野村産業環境課長。

○産業環境課長（野村博君） ご質問のほうにお答えいたします。

今のお話は、アタッチメント、それぞれの作物によってその効率を上げるため、例えば溝切り機とか畦塗り機等々のお話でよろしいですかね。アタッチメントにつきましては、仮にトラクターですと本体の動力を持つ機械、アタッチメントについては附属のものというような認識であるのであれば、先ほどの申し上げました、あくまでトラクター等々はそちらの耕作をするのに必要な機械でございます。そのアタッチメントにつきましては、その作業目的によって変わるのであれば、そちらのほうは今の制度の趣旨とは

また違うものかなと、その生産するものについて特化したものについて展開するのであればそのようなアタッチメントも必要かと思いますが、今のこの制度では考えにくいところがございますし、先ほど申し上げましたほかに国の事業がございます。そちらのほうの中でもそういうアタッチメント関係の枠がございますので、その経営状況によってご判断をさせていただきたいところでございます。

○議長（菅森照雄君） 木下議員。

○5番（木下茂樹君） ありがとうございます。ちょっとアタッチメントに関しましては若干私の思いと違ひまして、例えばトラクターで引っ張って大きな麦等を大面積でされている場合、麦の消毒とかで機械で引っ張る場合に非常に多くの、広くするような機械でございます。その点だけですので、別に多賀町でそんなに何十件もあるわけではございませんので、ぜひとも今後そういうふうな対象になったときにはよろしく願いしたいというふうな要望でございます。ありがとうございます。

続きまして、2問目の生前の親族確認に向けてであります。

少子化、核家族化、疎遠化、プライバシー、近隣との交流不足など、子孫はいるが疎遠、遠隔地、後継者がいない独り住まい世帯では、緊急な事態から最期の不安が増幅してきて一般的な不安が増えてきております。

単身高齢者や壮年独り住まいの方々のこのこれからの生活不安要因として、今は健康上、生活に支障はないが、生活習慣病と言われております高血圧・糖尿病など、循環器系疾患から来る梗塞や血管乖離など一瞬の生命に関わることがあり、日々の健康維持に不安を生じる方が増えてきております。また、数十年前までは、近隣在住者とは家族構成や親戚関係、緊急時の連絡先まで共有している時代もありました。

しかし、プライバシー重視から近所付き合いが希薄となり、お互いの家族の緊急の連絡先もはっきり知らない状況となってきております。誰しもがいずれ迎える最期で、自宅や施設・病院で家族などに看取られることを望みますが、後継肉親者がいない、親族との交流が希薄、拒否など、このような状況で不意な絶命となった場合、身寄りのない遺体の保管も含め、火葬までの行政の確認など相当なる日時と、事後に判明し問題となる事例が全国的に報告されております。急死の場合、警察の検証もあり、身寄りの確認と火葬までの日数の保管料負担、火葬費、遺骨処理など、市区町村の負担も増加しているという報道が増えてきました。

本町では、現段階では事例がないとのことですが、高齢化、核家族化、疎遠化の進行も早まっており、行政負担に至る事例が生じると思われます。身寄りのない人が亡くなった場合、法律に基づいて原則、死亡地の市区町村が戸籍をたどって親戚を探し、本人の遺留金品から充当した火葬費用を負担しても、遺骨の引取り拒否もあり、行政負担をどこまでするのか、本町も対応マニュアル作成を検討しなければならないのではないのでしょうか。

生前の終活支援で横須賀市では、身寄りがなく収入が少ない高齢者を対象に生前契約

をして、亡くなってから調査、対応するのではなく生前時に相談しておく対応し、同様の対応をする都市も増えている報道もあります。

そこで、本町で生前の終活支援において、緊急連絡先、費用、宗教、墓など、本人直筆で封印して、民生委員を通じ、区長、自治会長が本町に毎年預かる制度の多賀町を提案します。子育て支援の次の施策として、高齢者が安心して最期を迎えられる多賀町を目指しませんか。今後の対応について、以下の見解を問います。

1 点目、身寄りのない住民の把握は。

2 点目、県内他市町の対応は。

3 点目、横須賀市の対策導入は。

○議長（菅森照雄君） 林福祉保健課長。

〔福祉保健課長 林優子君 登壇〕

○福祉保健課長（林優子君） 木下議員からの生前の親族確認に向けてのご質問にお答えいたします。

多賀町においては、独り暮らしの高齢者や障がいをお持ちで身寄りのない方については、現在、福祉保健課でご相談を受け、必要なお支援をさせていただいております。また、過去に身寄りのない方がお亡くなりになられ、納骨までご支援させていただいたケースもございます。

まず1点目のご質問、身寄りのない方の把握につきましては、福祉保健課では何らかの支援が必要となり、そのケースに関わっていく中で身寄りのないことが分かり、その後、必要に応じて対応しているケースがほとんどでございます。近年では、高齢者の独り暮らしの方から、身寄りがないため今後の相談に乗ってほしいとのご相談を受け、ご相談に応じているケースも複数ございます。

2点目のご質問、県内他市町の対応についてですが、近隣の町レベルでは、小規模な町のためケースが少なく、それぞれのケースに応じて対応されている状況のようです。郡部は都市部に比べればまだまだ地域のつながりがあり、近くに身寄りの方がおられなくても、地域のつながりの中で関係のある方々が把握できているようです。

また当町でも同様ですが、身寄りのない方や様々な事情を抱えておられる方で、ご本人が希望されれば、安全で信頼がおける民間サービスによる支援につながるケースもあるようです。

市レベルでは、対応件数の規模が町とは大きく異なり、多数の課題を抱えているのは確かなようですが、対応については町と大きな変わりはなく、対応に苦慮されている状況もあると聞いております。県内のある市では、来年度必要な費用の予算化や人員配置への要望を検討しているとお伺いしております。

3点目のご質問、横須賀市の対策導入につきましてお答えいたします。横須賀市では、身寄りがなく収入が少ない高齢者を対象に生前契約をして、亡くなってから調査、対応するのではなく生前時に相談しておく。そのために終活支援センターが設置され、エン

ディングプランサポート事業を実施されています。

横須賀市においては独り暮らしの高齢者が1万人を超えており、ご本人が亡くなった場合にお墓の所在地さえ分からなくなる事態が起きており、何らかの事情で引取り手がないご遺骨も年間に50体にも上っているようです。このような背景から、終活関連情報を事前に登録するエンディングプランサポート事業を実施されているようです。

当町福祉保健課では、現在、身寄りがないとお聞きしているケースについては、関係のある親族がおられないか、また懇意にされている関係者はどなたか。さらに緊急連絡先などを民生委員や地域の方々にもご協力いただき把握し、ご本人が病気で倒れられたりお亡くなりになられた場合にスムーズに対応ができるよう、お一人お一人の個別性やご事情に応じた丁寧な支援に努めております。

このように、当町におきましては、横須賀市の事業のように登録制にまでは至っておりませんが、その支援のプロセスについては既に同じように取り組んでいる状況でございます。今後も、小さな町だからこそできる、地域や支援者との顔が見える関係を大切に、関係機関と連携をしながら1件、1件丁寧な支援に努め、最期まで安心して暮らせる多賀町を目指し取り組んでまいりたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきますので、ご理解いただきますようよろしくお願いいたします。

○議長（菅森照雄君） 木下議員。

○5番（木下茂樹君） 丁寧な回答ありがとうございます。私が思いますのは、今後非常に独り住まいが増えてきて多様な最期を迎えられた中で、行政の対応がどこまでできるのかなというのと、万が一やはり引取者がいない場合、限りなく行政負担が生じないような、また行政のトラブルがないようにしてもらうために、このようなシステムと申しますか、対応をしていただけるようお願いしたいところでございます。

1点目になりますけれども、身寄りのない住民把握の問題です。この問題につきましても、ニュースでも聞いたりしてたんですけども、住民基本台帳では160歳になる人がいるとか、そういうふうな行方不明、認知等で行方不明になられる方が年間1万人を超えとか、そのような問題もあります。必ずしもその住民基本台帳で把握するというよりも、やはり最終的には5年に1回ではありますけれども、国勢調査のほうを優先すべきことかなとは思ったりもいたします。

その点で、身寄りのない住民の把握に関しまして再度お聞きしたいんですけども、福祉保健課では相談等もしておられますけれども、今後、特に山間地での独り住まいが多くなると、お隣との連絡方法、そこら辺をどのようなシステムを構築されるかということをお聞きしたいと思います。

○議長（菅森照雄君） 林福祉保健課長。

○福祉保健課長（林優子君） ただいまの山間地等での独り暮らしの高齢者の対応についてのご質問ということでお答えさせていただきます。

現在も既にそうですけれども、多賀町におきましては、山間地だけではなく全ての地域において民生委員や社会福祉協議会のスタッフのほうで、また地域包括支援センターのほうでも、独り暮らしの高齢者についてはほぼほぼ全て把握をし、見守り活動、訪問等を実施しておりますので、木下議員がご心配するような全くその把握ができないというような状況は、今の現状では起こり得ないかなというふうに思っております。

○議長（菅森照雄君） 木下議員。

○5番（木下茂樹君） ありがとうございます。限りなく支障のないようによろしく願いいたします。

2点目の県内の他市町の対応でありますけれども、先ほども課長のほうから言われましたように、民間サービス、これ葬儀社と契約していくとか、そういうふうな方法を取っておられる行政もあるように思われます。また、必ずしも火葬場が公的な機関でやってるとは限らないというふうな地域もあるようです。調べましたら、東京都は区によっては区が火葬場をせずに全部民間にしているというところもあるみたいです。そうやってきますと、火葬費の金額等が出てきます。また先ほども言いましたように、公的な処理をしていこうとすると、やはり町の負担も増えてこようかと思っておりますので、このような状況にならないように、他市町、特に小さい6町との情報交換をしていただいて、限りなく支障がないようにしていただけるようお願いしたいと思います。

また、課長が言われましたように、市によっては予算化や人員配置等で対応されるころもあろうかというふうに聞いております。本町の場合は福祉保健課の手厚い中でのことですので、ないというふうに思っておりますので、ぜひとも今後ともよろしく願いいたします。

それと3点目になりますけれども、横須賀市の対応の関係ですけれども、課長も言われましたように、エンディングサポート、そういうような情報もしくはエンディングレポートですか、そういうふうなものを家族間で保管したり親戚同士で、もしものときがあったときにはこうしてほしい、ああしてほしいということをやったりしていかないといけませんので、福祉保健課の指導の中でも限りなくそのような指導をしていただいて、先ほども言いましたよう公費負担にならないように、最期になったときに多賀町に住んでてああ良かったというふうに本人および遺族の方からも思ってもらえるような多賀町を目指していただきたいと思っております。

以上で今回の質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（菅森照雄君） 次に、7番、富永勉議員の質問を許します。

7番、富永勉議員。

〔7番議員 富永勉君 登壇〕

○7番（富永勉君） 議長の許可を頂きましたので、質問をさせていただきます。

その前に、前回6月定例議会におきまして質問をさせていただきました交通安全の交差点の安全確保の問題について、金屋橋地先、見通しが悪いということで質問をさせて

いただきました。早々にカーブミラーの設置をしていただきまして誠にありがとうございました。榑崎区民の皆様も大喜びで、役場の方にもよろしくお伝えくださいということでもございました。厚くお礼を申し上げます。ありがとうございました。

それでは質問に入らせていただきます。今回は2点質問をさせていただきますが、2点とも相手があることで、多賀町だけがどうすることもできず、今までの経過と今後の対応について進め方について聞くことでありまして、再質問は考えておりません。したがって、分かりやすく詳しく答弁をお願いいたします。それでは質問させていただきます。

1点目、三和シャッター工業株式会社の操業開始について伺います。

びわ湖東部中核工業団地は平成11年に完成し、現在10社が操業され、地元雇用の創出、また地域経済に寄与していただくとともに、法人市町民税や固定資産税を多額に納めていただき、町財政に大きく貢献をしていただいております。

しかしながら、残念なことに3区画約12万2,700㎡所有されている三和シャッター工業株式会社がいまだに操業に至っておりません。このことは、重ねてとなりますが非常に残念なことであり、少しでも早く操業開始していただきたいものであります。

この件については以前にも議会で取り上げ、町長が東京へ出張の際は企業を訪問し、強く要望されているとは聞いてはおりますが、改めて今後どのようになるのか、次の点について伺います。

操業開始に向けての町の要望は。

2つ目、三和シャッター工業株式会社の見解と意向は。

3つ目、操業開始の見込みはあるのかないのか。

町長、よろしく申し上げます。

○議長（菅森照雄君） 久保町長。

〔町長 久保久良君 登壇〕

○町長（久保久良君） 富永議員の質問にお答えをいたします。

議員ご指摘のとおり、びわ湖東部中核工業団地において唯一操業していない区画として、町としても一日も早い操業していただけるよう思っております。しかしながら、やはり新型コロナウイルスの関係でなかなか訪問できなかつたというふうな事情もございましたので、収束をしかけた令和4年1月に訪問の機会を調整させていただきました。そのとき私の訪問はかなわなかつたわけではありますが、東京での、これ1月にB&G財団の会に教育長が出席いただきましたので、急遽、教育長が代表で三和シャッターの幹部と会っていただきました。その教育長からの報告では、広大な工場用地を保有されている状況であっても、他社等への売却の意思は持たれていないようなことであつたと報告を受けております。操業開始への意欲はまだまだお持ちなのではないかなと思っております。

この土地は12haですので、坪数で言いますと1ha3,000坪、12haで3万6,0

00の坪数、かなりの坪数ですので、これそのときに書かれておかれるのがバブル前、これ開発しはったのはバブル前でしたので、金額は申しませんがかなりの高額の値段で購入しておかれますので、なかなか売却いうとかなりいろんなハードルがあるのかなと思ってます。また、一時、三和シャッターの業績が落ち込んだ時期がありましたが、ここ5、6年、7、8年ぐらいはマンションやらも建設が多くなってますし、工場等の建設も多いということで、三和シャッターの事業業績、今、順調にもうけておられるというふうなことでありますので、当初の目標が西日本の拠点施設の工場を造りたいというふうなことも当初のことも私、耳にしておりますので、まだまだ工場を建設しようという思いも持っておられるのではないかなと思ってます。そういうことを、私も長いこと、もうコロナ前からですので、もう6年、この間も私、行こうと思うてて行きませんでした、理由はあんまり言えませんが、ぜひともこの1月に行く機会もありますので、ちょっと寄るような時間もありますので、そのとき本社へ訪問させていただきまして、多賀町の今の現状、多賀スマートインターチェンジが来年にも供用開始になるということ、そして国道8号バイパス整備計画も前に進めていただいておりますので、10年後ぐらいには、10年以降には、近いところには国道8号のハイパスの整備もされるというふうなことも国が目指してやっていただけたと思いますので、このようないろんなインフラ整備も整って、犬上右岸道路もしかりですけど、このようなインフラ整備も整っていきますので、将来的には特に物流拠点として大変優位な、多賀町内でこの地域一帯で環境が整うということをやはりしっかりと三和シャッターの幹部に伝え、そして早期の工場用地の活用に向け取り組んでいただけるようお伝えしたい、要望させていただきたいと思ってます。そういうことですので、いつ操業されるか分かりませんが、早く操業されるように、こっちの立地もこういうような立地やというふうな立地であるということもお伝えして訪問させていただきたいと思います。

以上です。

○議長（菅森照雄君） 富永議員。

○7番（富永勉君） 町長、どうもありがとうございます。先ほどもお話ししましたとおり、相手があることで多賀町だけがどうすることもできません。三和シャッターは大きな土地をお持ちですね。年間、ざっと固定資産だけで7,000万円ぐらいあるというように聞いております。これが操業となると1億円をはるかに超えるということで、今までどおり粘り強く要望をしていただくことをお願いしまして、一日も早く操業開始できますようお願いしまして、次の質問へと移らせていただきます。

2点目です。（仮称）犬上川右岸道路整備事業の進捗状況について伺います。

私は、令和5年3月第1回議会定例会におきまして、（仮称）犬上川右岸道路整備についての質問を行いました。執行者側からは、「この道路整備事業は多賀町と彦根市、湖東地域の東西方向を連結し、市町の交流や連携のため重要な役割を担う必要不可欠な幹線道路の整備と認識している。彦根市においてもその必要性は認識されており、事業

推進に向けた協議を重ね、期成同盟会を結成し、県事業としての実施を要望していく」との趣旨の答弁がありました。

その後、令和5年7月28日に（仮称）犬上川右岸道路建設促進期成同盟会が設立され、令和5年11月には県への要望がなされたところがございます。今般の進捗状況について、どの程度進んでいるのかを改めて伺います。

1点目、本整備事業の進捗状況は。

2番目、県事業としての採択の可能性はあるのかないのかをお聞きいたします。

○議長（菅森照雄君） 飯尾地域整備課長。

〔地域整備課長 飯尾俊一君 登壇〕

○地域整備課長（飯尾俊一君） 富永議員の2番目の（仮称）犬上川右岸道路整備事業の進捗状況についてのご質問にお答えいたします。

1点目の進捗状況につきましては、令和5年7月に同盟会を設立し、同年秋に滋賀県への要望活動を行いました。この要望時でも、この道路を設置することへの重要性、必要性を伝えたところです。また、令和6年度につきましても、引き続き滋賀県への要望活動を実施いたします。

これらはすぐに結果が出るものではなく、根気強く機会を見つけ、その度に働きかけをしていく必要があります。目標としては、滋賀県道路アクションプログラム2028に滋賀県事業として掲載されることとなります。このプログラムは、県内の将来の10年間の具体的な道路整備計画を示したものであり、5年に1回見直しが行われております。

2023年に策定されましたプログラムにおいては、今後の道路ネットワーク整備に向けた検討として、湖東管内では（仮称）犬上川右岸道路が挙げられており、整備効果や手法、具体的なルートや構造などを検討し、事業の必要性、優位性について整理を行うことが明記されております。今後も、県や市町、関係機関とのより一層の連携の下、目標とする事業化に向けた取組を進めてまいります。

2点目の県事業としての採択の可能性につきましては、現在の状況としましては全く見込みがないものとは考えてはおりません。滋賀県としましても重要な路線との認識を頂いており、先ほどご説明いたしました滋賀県道路アクションプログラム2023に、今後の道路ネットワーク整備に向けた検討として明示されています。しかしながら、滋賀県での事業として採択されるまでには幾多の課題を解決する必要があります。東海道新幹線および近江鉄道との交差、河川区域の問題、県道および町道との交換路線協議など、これらを丁寧に滋賀県と協議し、一刻も早く解決し、滋賀県道路アクションプログラム2028に掲載できるように取組を進めてまいります。

以上、答弁とさせていただきますので、よろしくご理解いただきますようお願い申し上げます。

○議長（菅森照雄君） 富永議員。

○7番（富永勉君） 課長、どうもありがとうございました。課長、今、多賀スマートインター工事が着々と進められております。供用開始になりますと交通量も多くなりまして、今、要望してます道路が開通になりますと、県道多賀高宮線の慢性的な渋滞が少しでも軽減される、また国道または病院へのアクセスが良くなります。一日も早く開通できますよう、お願いばかりで申し訳ございませんが、よろしくお願ひいたしまして質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（菅森照雄君） 暫時休憩いたします。

再開は議場の時計で10時40分とします。

（午前10時34分 休憩）

（午前10時40分 再開）

○議長（菅森照雄君） 休憩前に引き続き、一般質問を行います。

次に、6番、川岸真喜議員の質問を許します。

6番、川岸真喜議員。

〔6番議員 川岸真喜君 登壇〕

○6番（川岸真喜君） 議長の許可を頂きましたので、今定例会におきまして3つの質問をさせていただきます。

まず1つ目は、地域防災計画に関する質問をさせていただきます。拠点避難場所の現状と今後について伺います。

8月には、九州、関東で震度5以上の地震が発生しました。政府は南海トラフ地震の臨時情報、巨大地震注意を24都道府県707市町村に呼びかけました。各地で備蓄品の点検が進んでおります。

そこで1つ目ですけれども、多賀町の地域防災計画、そこにおきまして様々な防災用語が使われて説明をされておりますけれども、その防災用語と実際の防災活動の実態について伺いたいと思います。複数の集落向けに拠点避難場所が設置されています。この拠点避難場所は一時避難場所であり、避難所ではないのかという質問をさせていただきます。というのは、この地域防災計画では、避難場所と避難所が区別されております。読み方にもよるんですけども、避難場所というものを一時的なものと置かれているのか、避難所というのは広域避難所と福祉避難所が置かれているという説明があります。避難場所は一時的なもので避難所が最終的な避難所なのかと、そういうふうに読めなくもない表示がされています。この避難場所と避難所という言葉の区別する意味、例えば行政の支援に違いがあるのか。この2つの用語をどちらかに統合してはどうかと思います。例えば避難所に統合して説明をしていくと、この2つの用語を区別している意味についてお伺いします。

2つ目は、この拠点避難場所、複数の集落に設けられている拠点避難場所ですけれども、住民の自主避難を支えるものであります。命を守ることを優先するなら自宅のほうが安

全な場合もあります。例えば大雨の中を歩くほうが危険であるというときもあります。したがって、拠点避難場所へ自主避難をするには、外が安全な間に早期の避難をするしかありません。拠点避難場所への早期の自主避難者に行政は対応できるという体制があるのか。この早期の自主避難に対する行政の体制についてお伺いします。

3つ目ですけれども、早期の自主避難か自宅での避難、在宅避難という言い方をさせていただきますけれども、自主避難か在宅避難かを見極める何らかの図式、フローチャートが示されているのか。現在のところ、明確なものは図式で示されているかどうか、住民に示されていないように思われます。例えば、停電、断水、建物の損壊などの条件、そして高齢者、要配慮者などの区分、全員避難なのか必要な方だけの避難なのかと、そういう区分についても明確に示されているのかをお伺いしたいと思います。

4つ目は、町内の拠点避難場所の備蓄品の整備について伺います。町内の拠点避難場所はどこか、また備蓄品はそれぞれ規模に応じて均等に配備されているのか、全ての拠点避難場所の備蓄品の現状と今後の方向性についてお伺いします。といいますのは、避難所の設置基準というものが防災計画には示されています。拠点避難場所が最終的な避難所として選定される可能性もあるというふうに読めます。被災者が拠点避難場所で生活を数日間送れるようにするのか、あるいは要配慮者も含めて広域の最終的な避難所に公用車等で移動することを想定しているのか、拠点避難場所の備蓄品の考え方というものをお伺いします。

○議長（菅森照雄君） 本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 川岸議員の拠点避難場所の現状と今後についてのご質問にお答えいたします。

まず用語の整理として、拠点避難場所は災害から命を守るための緊急的な避難先として町が定めているもので、拠点避難所は避難者が一定期間生活できるようにする施設ということで、避難場所か避難所かということで用途を区別するため使い分けをしているものになります。また、一時避難場所および一時避難所は、一時が付きますと各集落、自治会がその区域内の住民が自主的に避難できる場所として各集落において確保されている場所となります。このほか、福祉避難所は要配慮者など福祉的な配慮が必要な方を受け入れる場所として町が定めており、ふれあいの郷等がその場所になっております。

行政の支援につきましては、拠点避難場所はあくまで緊急的に滞在する場所であるため、3食程度の物資を町が備蓄することとしておりますが、拠点避難所は被災者が一定期間生活できるように、救援物資も活用させていただきながら、物資や設備の確保をしていくこととなります。なお、拠点避難場所と拠点避難所が同じ施設となっているところもあり、議員ご指摘のとおり、住民の皆さんには分かりやすく伝えるべきであると考えております。

結論としては、防災計画上の表記上、用語として使い分けをせざるを得ないところが

ございますが、住民の皆様にとって災害時に混乱なく行動していただけるよう、また分かりやすく伝えていくためには、避難所としてアナウンスすることは問題なく、いろいろと分かりやすいよう工夫して対応していきたいと考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

2点目の早期自主避難者への対応についてお答えいたします。

台風や豪雨など早期に予見が可能な災害については、気象台の見通しを参考に各集落や自治会には状況を見て一時避難場所の開設を依頼する、また町では拠点避難場所を開設して避難者の受入れ態勢を整えております。その後、気象台の情報や意見を確認しながら、これも状況に応じて対応することになります。例えば台風でしたら、暴風や大雨、豪雨とならないうち、外出や移動がしやすい状況のときに高齢者や障がいがある方、要配慮の方々が余裕を持って避難できるよう、避難の発令をさせていただくこととしております。また、今回の台風10号の対応のように、明るいうちに拠点避難場所を開設して早めの自主避難を促すこともございます。

次に、3点目、避難行動のご質問についてお答えいたします。

避難行動のマニュアルとして、多賀町総合防災マップを平成29年度、また改訂版を令和4年度に全戸に配布させていただいております。このマップには、地震時および風水害時に住民が自分の住む地域によって取っていただく行動を整理させていただいております。またご家庭でも事前に避難経路を確認いただけるように、我が家の避難経路図やマイ・タイムラインの作り方をお示ししております。

町としましては、普段からこれらを活用いただいて、ご自身やご家族の避難行動を確認いただくとともに、気象台や町が発信します気象情報や避難情報にご留意いただき行動していただければと考えております。

議員にご指摘いただきましたように、災害の種類、状況に応じて、誰もが迷わず行動いただけることが大切ですので、他市町の配布物等も参考にさせていただき、今後取り組んでまいりたいと考えております。

次に、4点目の拠点避難所の備蓄品についてお答えいたします。

町内の拠点避難所は、町内の小中学校、中央公民館、B&G海洋センター体育館、滝の宮スポーツ公園体育館など11か所を指定しております。

備蓄品につきましては、水、食料、毛布などの生活用品や発電機、救助工具、土嚢などの防災資機材、段ボールベッド、クッションマット、パーティション等の生活補助品など、それぞれの施設の大きさ、保管スペースも考慮して備蓄しており、施設に入り切らないものについては防災倉庫で集中管理し、必要に応じて拠点避難場所に搬入する方法を取っております。

食料品の基本的な考えとしましては、備蓄品で3食程度生活できるよう確保しており、多賀町全体で最大想定避難者2,800人程度を受け入れられるよう備蓄している状況でございます。

今年度は能登半島地震の状況も確認しながら、新たに必要なものはないかの洗い出し、また備蓄品についても随時追加していく計画で進めております。

なお、避難者数や施設の状況に応じて、ご質問にあります公用車を使用しての移動、併せて備蓄品について避難所間で補充し合うことについても柔軟に対応していくこととしております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（菅森照雄君） 川岸議員。

○6番（川岸真喜君） 答弁ありがとうございました。今回、地域防災計画について、またテレビを通じて実際、地震の避難の様子ですとか、この間の台風の実体験を踏まえて質問させていただきます。いろんな警報が気象庁から発令されております。高齢者等避難、避難指示、最終一番重いのが緊急安全確保だったかと思うんですけども、どの警報が出ても全員避難という意味ではないというふうに捉えなくもないです。取りようによっては、災害によっては、例えば川が越水して床上浸水になっているとかいう状況では全員避難という意味も伝わると思うんですけども、そういった警報を見る度に、どういう状況なら避難所へ動くべきなのかというふうに疑問を持ちました。また、拠点避難所から遠い集落というものもあります。そういった拠点避難場所から遠い集落の避難体制、行政はどのようなふうに関わりをしているのかというところも少し疑問に思ったので質問させていただきました。また、村の公民館というのは一時避難所というふうに指定されています。地域防災計画の資料編のほうにリストが上がっておりますけれども、そういった一時避難所の防災備品はどうなってるんだろうか、拠点避難所一辺倒になっていないかというところも多少疑問に思ったところです。また、ある2つの集落では、拠点避難場所と一時避難所が同じである集落が2集落あります。こういったこの2つの集落においては草の根ハウス、いわゆる村の公民館ですね。草の根ハウスもあるんですけども、こういったところを一時避難所にしてはどうかというふうに思いまして、今回質問をさせていただきました。

この地域防災計画というのは住民の生命に関わる非常に大事な計画でありますし、災害時の住民の動作確認も分かりやすく書かれているべきだなというふうに思いました。この平成30年に作られた地域防災計画の中の避難フローというところを見ると、まず一時避難所へ避難してください、その次に拠点避難所へ避難してください、最後、避難所へ避難してくださいというふうに3段階書かれておまして、これは要するに一時避難所は最終の避難所ではないという表示の仕方になっている、3段階の避難の仕方が1つのフローになっておまして非常に分かりにくいなど、行動として動きとして非常に複雑だなというふうに思いました。

そこで1つ目のまず用語の質問をさせていただいたんですけども、避難場所というのは避難先であるという答弁を頂きました。滞在先と。避難所は避難生活を送る場所というふうに答弁を頂いております。避難所と、全て避難所にしたほうがちょっと伝わりや

すいのかなという気がしたので質問させていただきました。次もし防災計画をつくり直されるときがあって、できるだけ分かりやすく、もし住民にマップ等を配布するというお話もありましたけれども、分かりやすい表示の仕方をしていただきたいなと思いました。

次、2つ目の自主避難の問題ですけれども、避難所が開設する前に避難される方への対応ということで、ここで再質問させていただきたいんですけれども、拠点避難場所は町が開設するもの、一時避難場所は集落が開設するものというふうに理解したらええんでしょうか。

○議長（菅森照雄君） 本多総務課長。

○総務課長（本多正浩君） お答えいたします。

一時避難場所は、集落のほうで一番近いところに草の根ハウスとか公民館とかお持ちでございますので、そこに避難していただくということで、集落のほうで開設をお願いしているものになりますので、今回の台風10号への対応に当たりましても、各区長のほうにも一時避難場所として地元の草の根ハウス等もご活用くださいというようなことはアナウンスをさせていただいております。

拠点避難場所につきましては、町のほうで管理運営をさせていただくものになります。以上になります。

○議長（菅森照雄君） 川岸議員。

○6番（川岸真喜君） 2つの集落が一時避難場所と拠点避難場所が同一の集落があるんですけれども、こういった場合は町が主体的に開設すると。集落への指示も二重にどうか、そういった形で集落も協力し、町も協力しという感じなんでしょうか。

○議長（菅森照雄君） 本多総務課長。

○総務課長（本多正浩君） 集落と町の管理が重なっている場合については、情報を共有させていただいて、主に町のほうで主体的に開設をさせていただくという形になります。

○議長（菅森照雄君） 川岸議員。

○6番（川岸真喜君） 先ほどの避難のフローチャートのお話なんですけれども、例えば一時避難場所で夜を明かすと、昼も敷かれていて、トイレ、台所、エアコンもあるということで一時避難場所で夜を明かす方がおられたら、そこを最終の避難所、拠点避難所並みに最終避難所として対応するのかどうかお伺いします。

○議長（菅森照雄君） 本多総務課長。

○総務課長（本多正浩君） 一時避難場所につきましては集落のほうで管理をさせていただいているものになるんですけれども、備蓄品等、そこが備わっているかどうか問題になりますので、一時避難所に1日はいていただいても、2日、3日となってくると、やはり食料とか備蓄品の確保の問題がございますので、拠点避難所のほうに移動していただく形ということで、安全確保を図ってまいりたいと考えております。

○議長（菅森照雄君） 川岸議員。

○6番（川岸真喜君） 答弁ありがとうございます。1日は一時避難所で集落の公民館で過ごしていただいても、2日目以降は拠点避難場所ということが分かりました。

次に3つ目の質問なんですけども、これは家にいるか自主避難するかの見極めの問題なんですけども、先ほど言いましたように、高齢者等避難とか避難指示とかいろいろ警報があるだけで、どういう状況であれば避難として行動するのかというところがマップで示されているという答弁があったかと思うんですけども、震災とか風水害、避難する判断は基本的に同じであるという考え方がありまして、1つは自宅が危険かどうかという判断、それから生活ができるかどうかというその2つの基準と言われています。自宅に危険性があり生活に不安があれば避難所へ向かう、自宅に危険性がなく生活にも不安がなければどこにも行かない、家にいる、いわゆる在宅避難という形を取るという考えがあります。この避難所へ来る方が判断をするための何か分かりやすいマップというか、分かりやすいフローチャートが私は必要じゃないかなと思うんですけども、自宅の危険性とか生活の不安とか、いわゆる生活の不安というのは停電とか断水、そういったことだと思うんですけども、そういったフローチャートを作る考えはあるかどうかお伺いします。

○議長（菅森照雄君） 本多総務課長。

○総務課長（本多正浩君） 先ほど地域防災計画の見直しのお話も少し出たと思うんですけども、今年度、見直しの年度でございまして、今、着手をさせていただいております。その中で、今、議員おっしゃられたように、そのフローチャートのものが、分かりやすいもの、もっと分かりやすいものを作って、いざというときにしっかりと行動をしていただくということは、住民の命を守るに当たっては大事なことだと考えておりますので、そこについても、その地域の山沿いにあるのか川沿いにあるのかとか、お住まいの場所によってもその判断は変わりますので、少し細かくお示しができるようにであれば、最大限分かりやすい形でお示しができるようにちょっと中のほうでも研究をさせていただいて、いざというときにしっかりと迅速に行動していただけるように対応はしてまいりたいと考えております。

○議長（菅森照雄君） 川岸議員。

○6番（川岸真喜君） 次、4番目の質問の答えですけども、拠点避難場所の備蓄品の問題ですけども、町内11か所に拠点避難場所があり、物資等、食料3食分2,800人分という答弁がありました。公用車での移動についても柔軟に対応するという答弁がありました。これは置けない部分は倉庫に置かれているということですけども、これ均等にどの拠点避難場所にも一応配布しているという計算なのか、そういう置く場所の広さの問題なのか、お伺いしたいと思います。

○議長（菅森照雄君） 本多総務課長。

○総務課長（本多正浩君） 避難場所ごとに均等に備蓄品を置いているわけではございません。というのは、例えば学校なんかですと保管場所の問題がございまして、防災倉庫

をその拠点ごとに造ればよろしいんですけども、今、多賀町のほうでは空いている倉庫等に入れさせていただいている状況で、その場所ごとに水を置く、また毛布を置くとかいうふうに保管場所の都合といいますか、保管場所の広さに合わせて置かせていただいているものを決めさせていただいておりますので、議員にご質問いただいた均等に置いているわけではなく、置けるものを置かせていただいて、防災倉庫のほうから必要備品を運び込むという形を取っております。

○議長（菅森照雄君） 川岸議員。

○6番（川岸真喜君） 先ほどの答弁の中に、一時避難場所については防災備品の問題もある。防災備品がそろってるそろってないの問題もあるという答弁があったんですけど、一時避難場所というのは大多数の集落は一時避難場所であるということで、その一時避難場所の防災備品の整備についてはどういう考えをお持ちなのかお伺いします。

○議長（菅森照雄君） 本多総務課長。

○総務課長（本多正浩君） 一時避難場所につきましては、基本的な考え方は集落のほうでご準備をしていただくという形になっておりますので、その備品をそろえていただくとかに関してはうちのほうで補助要項も定めておりますので、それをお使いいただきながらそろえていただくという形をお願いしている状況でございます。

○議長（菅森照雄君） 川岸議員。

○6番（川岸真喜君） 今、一時避難場所の防災備品の整備について補助があるという説明でしたけれども、今度もし地域防災計画の見直しがあるようでしたら、これは私の個人的な考えですけども、一時避難場所というものを重視した計画が必要ではないかなというふうに思います。この間の台風のときにでも、大君ヶ畑の例ですけども、体育館が避難場所で町が体育館を拠点避難場所ということで開設されていたと思うんですけども、やはり一時避難場所に避難されてます。畳敷きですし、エアコンも、台所、トイレもう全て完備されていますので。最初は一時避難場所へ皆さん移動される、ほとんど全ての集落が、2つの集落を除いてほとんどの集落が一時避難場所へ避難されますので、この一時避難場所を重視した計画というものが必要でないかなという気がしております。

再質問ですけども、町内の一時避難場所、この建物の外側に表示は今どういう現状でしょうか。

○議長（菅森照雄君） 本多総務課長。

○総務課長（本多正浩君） 集落の管理ということになっておりますので、基本にお使いになれるのが集落の方ですので、場所についてはご存じであろうということがございますので、表示としては全て一時避難場所という表示ができていないというふうには考えておりますので、当然、普段から目につくことによっていざというときに避難していただけるということもございますので、一旦調査させていただいて、掲げていただけてないところについては掲げていただくようなことも要請していきたいなというふうに思います。

○議長（菅森照雄君） 川岸議員。

○6番（川岸真喜君） この防災計画の質問はこれで最後の再質問にさせていただきたいんですけど、拠点避難場所と一時避難場所は同じ集落が2つあります。やはり一時避難場所というものは公民館というか、草の根ハウスのほうが皆さん避難しやすいんじゃないかというふうに思いますので、この拠点避難場所と一時避難場所が一致している集落においても、やっぱり拠点避難場所は複数の集落の避難所という位置づけもあるかと思えますので、やはり避難しやすさで言うと草の根ハウスがやはり抜群というか、一番生活しやすいところではあります。また、大規模な災害になると拠点避難場所が最終の避難所となるのかなと思うんで、この2つの集落において拠点避難場所と一時避難場所が一致しないような指定の仕方、一時避難所の指定というのが必要じゃないかなというふうに思うんですけど、どういう考えをお持ちですか。

○議長（菅森照雄君） 本多総務課長。

○総務課長（本多正浩君） 今、議員おっしゃられてるように、分けたほうがベストかなと思いますし、今までのこの経過の中で、場所の問題とか、例えば地元の方とも協議をさせていただいて今の形になっているということがございますので、先ほど申しましたように、今年度、地域防災計画を見直しますんで、その対象などについては地元の方の意見も聞いてどうするか決めていって、最終結論を出したいなというふうに思いますので、ご理解賜りますようお願いいたします。

○議長（菅森照雄君） 川岸議員。

○6番（川岸真喜君） それでは2つ目の質問に移らせていただきます。防犯灯について質問させていただきます。

防犯灯は、犯罪の抑止効果があるなど、住民生活に不可欠なものとなっております。平成24年から、商工会の補助や町行政の補助金で集落の防犯灯がLEDとなりました。そこで、以下4つの質問をさせていただきます。

まず1つ目は、LEDの防犯灯の耐用年数は何年か。

2つ目としましては、それが故障した場合、電球部品の一部交換か、本体ごと全部交換をすべきなのか。

3番、交換費用の町の補助はあるのか。

4つ目、もし補助がないとすると、集落の負担は大きくなります。集落の中には面積が大小様々あり、面積の広いところは防犯灯の数も多くなっております。防犯灯の維持管理において、集落間の格差をなくすためにも、設置した当時と同様な補助制度を創設し、どの集落でも防犯灯の維持管理がスムーズに行えるような体制を整備すべきだと考えています。今後の方針について伺います。

○議長（菅森照雄君） 本多総務課長。

〔総務課長 本多正浩君 登壇〕

○総務課長（本多正浩君） 防犯灯についてのご質問にお答えいたします。

まず1つ目、まず耐用年数についてでございますけれども、一般的には約15年となっております。個々に短い長いというのは当然あるというふうに考えております。

2番目の故障の場合についてでございますが、電球部品の交換で足りるのが一般的でございます。ただ、交通事故等で防犯灯の基礎部分から交換する場合もあり、ケースによっての対応ということになると考えております。

3番目、交換費用の補助についてでございますけれども、多賀町内の防犯灯につきましては、多賀町商工会が管理する防犯灯と集落が管理する防犯灯の2種類がございます。商工会が管理する防犯灯につきましては、毎月電気代を含めて維持管理費用として800円を徴収されており、その徴収金の中で交換、改修がされることとなっております。町の補助金ではなく商工会の防犯灯会計の中で全て対応していただくこととなっております。

また、集落の管理となっている防犯灯の修繕費用につきましては、多賀町キラリとひかるまちづくり交付金の対象となっておりますので、集落の計画、必要に応じてご活用いただければと考えております。

4番目です。今後の方針でございますが、まずは現行制度の中で運用いただくことが原則であると考えております。現在は全ての集落に交付しております自治振興事業交付金のメニューの中で、防犯灯に係る経費としまして、集落管理のものにつきましては1灯当たり1,000円を交付させていただいております。今後、集落管理における維持管理費用が過大な負担と認められる事例が出てくるようであれば制度の見直しも必要であると考えておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（菅森照雄君） 川岸議員。

○6番（川岸真喜君） 答弁ありがとうございます。今ほどLEDの耐用年数については15年と答弁を頂きました。2つ目の故障の場合は電球の交換だけで足りるだろうと、ケースにより様々な対応が考えられると。3つ目の町の補助制度ですけれども、商工会管理の防犯灯については商工会の会計でお願いしたということと、集落の管理の防犯灯については現在はキラリ補助金の対象であると。補助に向けての今後の取組、方針ですけれども、現行制度を当分の間活用して、例えば15年の耐用年数が近づいてきて、制度も見直す可能性もあるという答弁だったかなというふうに思います。集落の細い路地とか薄暗いところ、集落の皆さんが歩く上で安全性を確保すべきところというのは、皆さんが気づかれたところには全て防犯灯が設置されていると、集落管理の防犯灯が設置されていると思います。やはり面積の広い集落において、この15年という耐用年数が近づいてくると、やはりそういった心配というか、そういう話が出てくるんじゃないかというふうに思います。ぜひ、制度設計をお願いしたいというふうに思います。

再質問としてはありませんので、次の質問に移らせていただきます。

3つ目は、観光DXの取組はということで質問をさせていただきます。これはデジタル化の問題であります。

6月定例会の一般質問におきまして、行政の担当課の方から、観光協会だけでなく町独自の観光施設も考えなければならないとの答弁を頂きました。この質問は近江鉄道、多賀大社駅前での観光案内の方2人おられたんですけども、その観光案内員が設置できない問題について質問をしたことに対する答弁でありました。この問題を放置しておくことは、観光で身を立ててきた多賀町の沽券にかかわる大問題であるというふうに考えております。観光を司る国の役所であります観光庁におきましては、ホームページを見ていただいたら分かるんですけども、自治体や団体向けに観光におけるデジタル化の取組を支援しております。例えば、入込状態、客数を把握したり、スマホアプリの活用、また駅にモニターを設置して観光の情報を流すなど、そういった取組が必要ではないかというふうに考えております。観光案内員を置けない代わりといったらあれですけども、人がもし配置できないのであれば、そういった動画というか映像、あるいは声、音、そういったもので町内の観光に役立つような取組が必要ではないかなというふうに思って質問させていただきました。答弁よろしく申し上げます。

○議長（菅森照雄君） 野村産業環境課長。

〔産業環境課長 野村博君 登壇〕

○産業環境課長（野村博君） 川岸議員のご質問、観光DXの取組はについてお答えいたします。

今般、国の示すDXデジタルトランスフォーメーションは、あらゆる分野で取組が進められています。この度のご質問は観光分野に着眼されてのことですが、観光DXでは旅行者の利便性の向上、周遊促進、観光産業の生産性の向上が大きいうたわれており、議員のご質問要旨にありますように、入込客数を把握することは生産性の効率化や向上につながる、スマートフォンのアプリの活用としてはあくまで一例ではございますが、AIを活用して旅行者のオーダーに応える周遊ルートの提供をすることで周遊の促進や滞在時間の延長につながるなど、観光振興の可能性を秘めていると認識しております。また、モニターを設置しての観光情報の発信につきましては、現在、町勢要覧の作成が進められており、この業務内容に観光情報の動画作成を含むものとしておりますので、成果品の精度によってはデジタルを活用した可視化しての情報発信の可能性はあるものと考えております。自然、歴史、文化が豊富な多賀町において、それぞれの観光資源を観光の素材として位置づけ、ネットワーク化し、デジタルの活用を含めることで新たな観光振興につながるものと考えております。

しかしながら、並行して観光公害、地域の皆さんの生活に支障をきたさないことも留意しておく必要があることから、町行政のみで進めるものではなく、観光協会をはじめとする関係者、地域の皆さんとの協働、またデジタルを活用できる人材の確保も視野に入れ、多賀町の実情に応じた多賀町らしい観光DXを進めていきたいと考えておりますので、引き続きご教示のほどよろしく願いいたします。

議員ご質問の観光DXについての答弁とさせていただきます。

○議長（菅森照雄君） 川岸議員。

○6番（川岸真喜君） 答弁ありがとうございました。再質問としてはありませんけども、今、多賀大社前駅へ行かれますと、飛び出しゾウやが旅行客を出迎えているということで、これはシガタガゾウの関係の方が作られたか、ちょっと私も分からないんですけども、たしかそういった活動だなというふうに思っております。人を配置するか、配置できないなら映像しかないのかなというふうに思いまして、ちょっと質問させていただきました。ある調査では県内第2位の入込客数を誇る町の駅ですので、無人というのはちょっといかなものかなというふうに思いました。今、答弁の中に町勢要覧を可視化すると、多賀町の魅力をデジタル化して流すことも可能であるという答弁がありましたけども、やはり何らかの動画を流すことによって一目でパンフレット以上の効果があると思いますので、そういった方向で検討していただきたいなというふうに思います。

また、岸田総理がちょっともう退陣の方向ということで、デジタル田園都市国家構想というのが掲げられていましたけども、掲げていますけども、今も。これは国土の開発をデジタルで推し進めていこうということで、全国総合開発という全総というものの一環です。たしか第7次全国総合開発の一環、別名なんですけども、これ地方を中央のようにしていく、田園を都市のようにしていくという意味で、地方を中央のようにしていくということで、今、教育もデジタル化が進んでいると思います。防災においてもデジタル化が進んでおります。議会におきましてもペーパーレス化等進むだろうというふうに思っております。あと、マイナンバーのほうも進んでおりますし、工事においては入札もデジタル化が進んでおります。そういった中で、観光ほどデジタル化を進めるべき分野はないんじゃないかなというふうに思っております。皆さん、スマホを持っておられますし、やはり常にスマホを見て行動されるようになってきておりますので、何とかそこに多賀町の観光をそういったところへ参加していくとか、そういった観光を絡めて観光を少しでも活発にさせていただきたいというふうに思っております。また新年度、多賀町の多賀大社前駅のその案内がどうなるのか非常に心配なところですけども、何とか人によって、温かい町だなとか、もう1回来たいなとか、そういったリピートの部分がやはり人による部分が大きいと思いますので、何とか予算による手当、あるいはそれ以外の、人に頼らないのであれば動画に頼るとか映像に頼るとか、そういったところを取り組んでいただきたいなというふうに思います。

以上で質問を終わります。ありがとうございます。

○議長（菅森照雄君） 次に、2番、一之瀬浩治議員の質問を許します。

2番、一之瀬浩治議員。

〔2番議員 一之瀬浩治君 登壇〕

○2番（一之瀬浩治君） 2番、一之瀬でございます。議長の許可を頂きましたので、これより質問させていただきます。

農業水路、急傾斜地への対応状況についてでございますが、農業水利施設の老朽化が

急激に進んでおり、また各地で頻発する豪雨災害や南海トラフ地震、琵琶湖西岸断層帯地震等の大規模地震がいつ発生してもおかしくない状況であり、農業水路、急傾斜地への対応状況について以下の質問をさせていただきます。

尼子池の改修工事が、令和6年度、測量、調査、設計、7年度から堤体工事、取水施設工事、洪水吐工事と聞いております。現在、ゲリラ豪雨、大雨で、敏満寺池ノ内小路の水路がオーバーフローと漏水とで家屋への床下浸水が発生している状況です。尼子池に続く水路の改修と拡幅工事は7年度の工事に含まれておりませんが、このことについて今後の対応をお尋ねいたしたくよろしくお願いします。

○議長（菅森照雄君） 野村産業環境課長。

〔産業環境課長 野村博君 登壇〕

○産業環境課長（野村博君） 一之瀬議員のご質問、農業水路の対応状況について、ご質問の本旨は、尼子池とその用水路についてのこととしてお答えさせていただきますが、その前段として、尼子池、ため池は農業水利が十分でない地域の水源、水利補完として設置されているものですが、いまだに記憶に新しいところでは、西日本豪雨災害のときにため池が決壊し、一度に貴重な人命、財産が失われました。

農業に必要な不可欠な施設ではありますが、反面、過大なリスクを持っており、議員のご質問要旨にありますように、老朽化の問題、また災害への備えとして適正な維持管理が喫緊の課題であります。このようなことから、令和元年度に多賀町内にある全てのため池22か所について調査を行い、ため池から100m未満の浸水区域に家屋、公共施設などがあるため池17か所を重点ため池とし、中でも耐震性に問題のあるため池に尼子池が含まれており、早期の改修が必要と判断し、県営事業として改修を進めていただいているところです。

この改修工事では、議員が確認されておりますとおり、堤体の改修、取水・吐水機能の改修が施工範囲内で、吐水機能を回復することで吐水流量と貯水量の調整を可能とし、適正な管理につながる計画としておりますが、この度のご質問を受けて現地を確認させていただきました。用水としてこの吐水を受ける池ノ内小路の水路は幅40cm程度の側溝、生活排水との合流後は現場打ちの細い側溝となっており、そもそも吐水量と水路構造との整合が疑わしく、議員のご質問のとおり、越流、水があふれることが十分に想定でき、対処が必要と認識しております。

しかしながら、早々に対処を図りたいところですが、既存水路の家屋側には石積みの箇所、幅員の狭い里道には上下水道管が埋設、また給水管などの引込みがあること、またほかのルートを見立てても、合流する町道敏満寺本線側溝の勾配が変則であり、ほかにも地勢から見て一水路の改修ではなく、雨水流域的、面的に考慮する必要があるのではと慎重に検討する課題が数多くございます。

議員ご質問の本旨につきましては、人の暮らし、安全・安心なまちづくりとして、この度の件は看過できるものではなく、施工方法や雨量換算などの技術的見解を求め、今

後、対処の方法を前向きに考えてまいりますので、ご理解のほどお願いいたします。

議員ご質問の農業水路の対応状況についての答弁とさせていただきます。

○議長（菅森照雄君） 一之瀬議員。

○2番（一之瀬浩治君） 再質問のほうをさせていただきます。尼子池から池ノ内小路内にあります現水路の間に道路下の地下の管、暗渠水路があります。暗渠排水路から漏水して急傾斜地、一般に100mじゃなくて、私からが思っている急傾斜地へ流れ込み、家屋への床下浸水の原因として考えられます。用水路の改修に加えて暗渠排水の改修も考えていただけないでしょうか。再度質問をさせていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（菅森照雄君） 野村産業環境課長。

○産業環境課長（野村博君） 再質問のほうにお答えさせていただきます。

先ほども答弁させていただきましたとおり、検討する中で、当然、池から接続されている暗渠、吐水の暗渠、また余水吐けの暗渠でございます。これも含めた形で考えなくては一体的な解決にはならないと思いますので、ただ先ほども申し上げましたけど、かなり技術的な要件、かなり難しい施工ではございますが、その部分についても見立てる中で検討の中に入れて考えさせていただくようにいたします。

○議長（菅森照雄君） 一之瀬議員。

○2番（一之瀬浩治君） ありがとうございます。再度質問させていただきたいんですが、この事案は令和3年度から敏満寺から行政多賀町へ土木事業要望がされております。吐け水を40cm程度の水路で受けていることにつきましては、私自身も整合性が取れていないなというふうに思います。いろいろと改修には課題、問題もあろうかと思いますが、災害が発生し多くの人命、家屋倒壊してからではなく、改めて事業化に向け検討の取組をしていただけますか。質問させていただきます。よろしく申し上げます。

○議長（菅森照雄君） 野村産業環境課長。

○産業環境課長（野村博君） 再質問のほうにお答えさせていただきます。

令和3年度からの地元からの要望ということでございますが、この点につきまして、ちょっと私もこの度の質問を受けて理解したところでございます。先ほどから申し上げてますように、いろいろとその施工方法等を検討する中で財源措置等がございますので、今日の段階では対処させていただくということで、今後、事業化のほうにつきましては関係機関との協議を進め、前向きに努めさせていただきたいと考えておりますので、ご理解のほどお願いいたします。

○議長（菅森照雄君） 一之瀬議員。

○2番（一之瀬浩治君） 先ほどもお話しさせていただきましたけども、いろいろと問題があろうかなというふうに思いますけども、町民のことを考えていただき、一刻も早く事業化に向けて前向きに検討のほうをひとつよろしくお願ひしたいと思ひます。

私の質問はもう以上終わらせてもらいますが、総合的に山間部が多い多賀町として、

災害が発生するまでに全地域、全区域の危険箇所の点検等々をお願い申し上げて、私の質問を終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

○議長（菅森照雄君） これをもって、今定例会における一般質問を終わります。

町長をはじめ、執行機関の職員の方々におかれましては、簡潔明瞭に答弁いただき、厚くお礼を申し上げます。長時間にわたり、誠にありがとうございました。

○議長（菅森照雄君） これで本日の議事日程は全て終了しました。

なお、最終日の9月27日は午後1時30分に再開、総務常任委員長および産業建設常任委員長ならびに決算特別委員長、予算特別委員長の審査結果の報告を求め、質疑の後、討論および採決を行います。また、当日、追加議案の上程があれば審査したいと思います。

本日はこれをもって散会いたします。

（午前11時40分 散会）

多賀町議会会議規則第127条の規定により下記に署名する。

多賀町議会議長 菅 森 照 雄

多賀町議会議員 川 岸 真 喜

多賀町議会議員 木 下 茂 樹